

株式会社全銀電子債権ネットワーク
業務規程細則改正のご案内

株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程
細則を以下の通り改正いたしましたのでご案内
いたします。
(下線の箇所が改正となっております。)

令和5年1月10日

改正後

(発生記録の請求の方法等)
第17条 規程第30条第1項に規定する発生記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。
(第2項から第6項まで略)
7 規程第30条第2項第1号に規定する範囲は、1円以上100億円未満とする。
8 規程第30条第2項第2号に規定する期間は、当該請求の日(規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日)から起算して7銀行営業日(発生記録の請求を規程第26条に定める方式によりする場合で、当社が当該発生記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、3銀行営業日)を経過した日から10年後の応当日までの日とする。
(第9項から第10項まで略)

(譲渡記録の請求の方法等)
第19条 規程第31条第1項に規定する譲渡記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。
2 譲渡記録の請求は、規程第26条に定める方式によりしなければならない。
3 当社は、次の期間は、譲渡記録の請求を受け付けない。
一 支払期日の6銀行営業日(当社が譲渡記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2銀行営業日)前から、支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までの間
二 規程第50条第4項で規定する異議申立の効力が生じた時から異議申立の手続が終了するまでの間
(第4項略)
5 規程第31条第1項第7号に掲げる年月日は、請求の日から1か月を経過する日までの日(支払期日の6銀行営業日(当社が譲渡記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2銀行営業日)前以後を除く。)でなければならない。
(第6項から第9項まで略)

(保証記録の請求の方法等)
第27条 規程第35条第1項に規定する保証記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。
(第2項略)
3 当社は、次の期間は、保証記録の請求を受け付けない。
一 支払期日の6銀行営業日(譲渡保証記録については、当社が当該譲渡保証記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2銀行営業日)前の日から支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までの間
二 規程第50条第4項で規定する異議申立の効力が生じた時から異議申立の手続が終了するまでの間
(第4項から第7項まで略)

改正前

(発生記録の請求の方法等)
第17条 規程第30条第1項に規定する発生記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。
(第2項から第6項まで略)
7 規程第30条第2項第1号に規定する範囲は、1万円以上100億円未満とする。
8 規程第30条第2項第2号に規定する期間は、当該請求の日(規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日)から起算して7銀行営業日を経過した日から10年後の応当日までの日とする。
(第9項から第10項まで略)

(譲渡記録の請求の方法等)
第19条 規程第31条第1項に規定する譲渡記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。
2 譲渡記録の請求は、規程第26条に定める方式によりしなければならない。
3 当社は、次の期間は、譲渡記録の請求を受け付けない。
一 支払期日の6銀行営業日前から、支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までの間
二 規程第50条第4項で規定する異議申立の効力が生じた時から異議申立の手続が終了するまでの間
(第4項略)
5 規程第31条第1項第7号に掲げる年月日は、請求の日から1か月を経過する日までの日(支払期日の6銀行営業日前以後を除く。)でなければならない。
(第6項から第9項まで略)

(保証記録の請求の方法等)
第27条 規程第35条第1項に規定する保証記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。
(第2項略)
3 当社は、次の期間は、保証記録の請求を受け付けない。
一 支払期日の6銀行営業日前の日から支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までの間
二 規程第50条第4項で規定する異議申立の効力が生じた時から異議申立の手続が終了するまでの間
(第4項から第7項まで略)

改正後

(分割記録の請求の方法等)

第29条 規程第36条第3項に規定する分割記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。

2 当会社は、次の期間は、分割記録の請求を受け付けない。

一 支払期日の6銀行営業日(当会社が分割債権記録に債権者として記録される利用者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2銀行営業日)前の日以後

二 支払等記録がされた日以後

(第3項略)

4 規程第36条第4項第1号に規定する範囲は、1円以上100億円未満とする。ただし、同条第2項に規定する場合には、この限りでない。

5 規程第36条第4項第2号に規定する分割記録は、次に掲げる記録とする。

一 規程第36条第3項第3号に掲げる金額を原債権記録の債権金額以上の金額とする分割記録

二 発生記録により発生する電子記録債権の債権記録および当該電子記録債権に起因する分割債権記録の合計数が100万を超えることとなる分割記録

(第6項略)

(支払不能情報)

第45条 規程第47条第1項に規定する支払不能情報は、次に掲げる事項に係る情報とする。

一 支払不能でんさいの債務者の情報として次に掲げるもの

① 利用者番号

② 法人である場合には名称または個人である場合には氏名

③ 法人である場合には代表者の氏名

④ 屋号がある場合には当該屋号

⑤ 住所

⑥ 法人である場合には設立年月日または個人である場合には生年月日

⑦ 業種区分

⑧ 企業区分

二 支払不能でんさいの情報として次に掲げるもの

① 記録番号

② 支払期日

③ 支払不能通知および取引停止通知の通知年月日

④ 支払期日から起算して2銀行営業日を経過した日の年月日

⑤ 支払不能事由

⑥ 債務者口座のある金融機関名および支店名

⑦ 規程第51条第1項第2号の規定により異議申立の手続が終了した場合には、異議申立の手続の取下げの請求を受理した日の年月日

附則(西暦2023年1月10日改正)

(施行期日)

第1条 この細則は、西暦2023年1月10日から施行する。

改正前

(分割記録の請求の方法等)

第29条 規程第36条第3項に規定する分割記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。

2 当会社は、次の期間は、分割記録の請求を受け付けない。

一 支払期日の6銀行営業日前の日以後

二 支払等記録がされた日以後

(第3項略)

4 規程第36条第4項第1号に規定する範囲は、1万円以上100億円未満とする。ただし、同条第2項に規定する場合には、この限りでない。

5 規程第36条第4項第2号に規定する事項は、同条第3項第3号に掲げる金額を原債権記録の債権金額以上の金額とする旨とする。

(第6項略)

(支払不能情報)

第45条 規程第47条第1項に規定する支払不能情報は、次に掲げる事項に係る情報とする。

一 支払不能でんさいの債務者の情報として次に掲げるもの

① 利用者番号

② 法人である場合には名称または個人である場合には氏名

③ 法人である場合には代表者の氏名

④ 屋号がある場合には当該屋号

⑤ 住所

⑥ 法人である場合には設立年月日または個人である場合には生年月日

⑦ 業種区分

⑧ 企業区分

二 支払不能でんさいの情報として次に掲げるもの

① 記録番号

② 支払期日

③ 支払不能通知および取引停止通知の通知年月日

④ 支払期日から起算して2銀行営業日を経過した日の年月日

⑤ 支払不能事由

⑥ 債務者口座のある金融機関名および支店名

⑦ 業務規程第51条第1項第2号の規定により異議申立の手続が終了した場合には、異議申立の手続の取下げの請求を受理した日の年月日

附則(西暦2019年7月8日改正)

(施行期日)

第1条 この細則は、西暦2019年7月8日から施行する。